

## 運行事業者の変更について（案）

有限会社高宮中央交通より、現在運行中の路線バス「曾我神社線」の運行について、運転手不足により、2024年4月から辞退する旨申出があった。

円滑な運行を継続する必要があることから、下記一覧のとおり運行を実施する旨、事業計画を変更する。

なお、安芸高田市公共交通事業者会議（2024年1月24日開催）等において協議を重ね、事業者間で合意を得ている。

運行便	＜変更前＞運行事業者		＜変更後＞運行事業者
路線バス 「曾我神社線」  曾我神社（美土里町） ～吉田出張所	有限会社高宮中央交通	➡	織田産業株式会社
路線バス 「式敷三次線」  式敷駅（高宮町）～三次	芸北タクシー 織田産業株式会社		芸北タクシー 有限会社甲立タクシー ※芸北タクシー運行分は変更なし

（変更予定：2024年5月1日）

## 【資料2】

### 移動円滑化基準の適用除外について（案）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」が定められ、路線定期運行する車両についても、この基準に適合するよう求められている。

しかしながら、この基準に適合し難い理由がある場合には、適用除外を受けることができるとされており、車両総重量5t以下・乗車定員23人以下の車両は、地域公共交通協議会等の合意を得ることを条件に、使用者を特定して適用除外の認定を申請することができる。

今回申請しようとする路線は、その輸送需要から現在14人乗り車両で運行しており、2024年5月に運行事業者が変更された後も、現在の14人乗り車両で運行するため、本協議会に諮るものである。

なお、三次市には福祉タクシー等助成事業、移動支援事業などがあり、安芸高田市には、障害者等地域生活支援事業、重度障害者外出支援サービス（タクシー利用助成）事業、障害者支援施設等通所者交通費助成事業、障害者等交通費補助金支給事業、外出支援サービス（タクシー利用助成）事業という福祉面での輸送サービスがあり、車いす利用者はこれらの制度を活用し、介護タクシー等を利用することによって移動を行うことができる。

対象路線名	運行車両	運行事業者（予定）
路線バス 「式敷三次線」	トヨタハイエース (14人乗り) 車台番号：TRH228-0008872 型式：CBF-TRH228B 改	有限会社甲立タクシー (現運行事業者 ：織田産業株式会社)

(変更予定：2024年5月1日)

認定により適用を除外する基準
スロープ板・車いすスペース・通路の有効幅 手すりの間隔・車内外情報提供設備

## 安芸高田市公共交通協議会分科会の設置について（案）

### 1. 分科会の委員

安芸高田市公共交通協議会分科会運営規程第3条第2項

委員は次に掲げる者とする。

- (1) 安芸高田市公共交通協議会委員の中から安芸高田市公共交通協議会  
長が指名する者
- (2) 安芸高田市公共交通協議会長が、必要があると認めるときは、委員以  
外の者の出席を求めることができる。

### 2. 設置する分科会

運賃協議に関する分科会

### 3. 委員の指名

- (1) 当該運賃等を定めようとする、旅客自動車運送事業者
- (2) 関係住民代表
- (3) 広島運輸支局長又はその指名する者
- (4) 安芸高田市市長またはその指名する者
- (5) その他市長が必要と認める者

※ 2023年10月1日より道路運送法及び施行規則が改正され、従来公共交通協議会の場で行なっていた「運賃の協議」について、別途「運賃協議会（分科会）」において行うこととなったことに伴う議案です。

この度、運賃の改定はありませんが、運行事業者の変更に伴い、協議が必要となったものです。

なお、運賃協議会（分科会）の委員選任については、法の定めに従います。

(当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者) 運行の

運賃協議に関する分科会委員名簿

	所 属 等		役 職	氏 名
1	乗合事業者	当該運賃等を定めようとする、旅客自動車運送事業者	代表者またはその指名する者	
2	住民代表	吉田町		井上 正樹
3	住民代表	八千代町		久保野哲也
4	住民代表	美土里町		清水 一彦
5	住民代表	高宮町		秋國 満
6	住民代表	甲田町		谷口 恭一
7	住民代表	向原町		三上 信行
8	国	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	中井 孝司
9	安芸高田市	企画部	部長	高下 正晴

事務局	安芸高田市企画部政策企画課
-----	---------------